

同(寺前巖君紹介)(第一〇五号)
同(不破哲三君紹介)(第一〇六号)
同(正森成二君紹介)(第一〇七号)
同(松本善明君紹介)(第一〇八号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一〇九号)
同(安藤巖君紹介)(第一二六号)
同(石井郁子君紹介)(第一二七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第一二八号)
同(浦井洋君紹介)(第一二九号)
同(岡崎万寿君紹介)(第一三〇号)
同(金子満広君紹介)(第一三一〇号)
同(経塚幸夫君紹介)(第一三二〇号)
同(工藤晃君紹介)(第一三三〇号)
同(児玉健次君紹介)(第一三四〇号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第一三五〇号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一三六〇号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一三七〇号)
同(田中美智子君紹介)(第一三八〇号)
同(辻第一君紹介)(第一三九〇号)
同(寺前巖君紹介)(第一四〇〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第一四一〇号)
同(中島武敏君紹介)(第一四二〇号)
同(野間友一君紹介)(第一四三〇号)
同(東中光雄君紹介)(第一四四〇号)
同(不破哲三君紹介)(第一四五〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第一四六〇号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一四七〇号)
同(正森成二君紹介)(第一四八〇号)
同(松本善明君紹介)(第一四九〇号)
同(村上弘君紹介)(第一五〇〇号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一五一〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第一五二〇号)
消費税即時廃止に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第三三〇号)
同(中野寛成君紹介)(第七七一〇号)
同(山花貞夫君紹介)(第七七六〇号)
同(金子満広君紹介)(第一一〇〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第一一一〇号)
同(村上弘君紹介)(第一一二〇号)

消費税法の即時撤廃に関する請願(矢追秀彦君紹介)(第三三〇号)
同(矢追秀彦君紹介)(第七二二〇号)
同(矢追秀彦君紹介)(第七三三〇号)
同(矢追秀彦君紹介)(第七七七〇号)
消費税の廃止等に関する請願(清水勇君紹介)(第四一〇号)
同(清水勇君紹介)(第一二三〇号)
消費税法廃止に関する請願(塚田延充君紹介)(第七五五〇号)
同(有島重武君紹介)(第九〇〇号)
同(阿部昭吾君紹介)(第一一四〇号)
同(江田五月君紹介)(第一一五〇号)
同(菅直人君紹介)(第一一六〇号)
欠陥消費税廃止等に関する請願(吉井光照君紹介)(第一一〇〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(参議院提出、参法第二号)

○中西委員長 これより会議を開きます。
参議院提出、平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。参議院大蔵委員長藤井孝男君。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○藤井参議院議員 ただいま議題となりました平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につき

まして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。
この法律案は、昨二十三日、参議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。
御承知のように、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、政府等から稲作転換を行う者等に対し、水田農業確立助成補助金を交付することとしたしておりますが、本法律案は、平成元年度の同補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。
すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は一時所得の必要経費とみなし、また、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしたしております。

なお、本法律案による国税の減収額は、平成元年度において約六億円と見込まれるのであります。参議院大蔵委員会におきましては、本法律案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。
以上が、この法律案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。
○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中西委員長 本案につきましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について採決いたします。

○中西委員長 本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三分散会

〔賛成者起立〕
○中西委員長 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○中西委員長 本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三分散会

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔所得税の特例〕
第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成元年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成元年度分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう)の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成元年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成元年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行により歳入減となる見込額
この法律の施行により歳入減となる額は、約六
億円の見込みである。

平成二年一月三十日印刷

平成二年一月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B